第三条第一号イ中「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を削り、同号イ⑴中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項（指定都市の権能）に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項（中核市の権能）に規定する中核市（⑶において「中核市」という。）」を「指定都市及び中核市」に改める。

第四条に次の一号を加える。

三　法別表第三の十二の項の第三欄の第三号に掲げる登記　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　法別表第三の十二の項の第三欄の第三号に規定する保育所（以下この号において「保育所」という。）の用に供する不動産が指定都市、中核市及び児童相談所設置市の区域外に所在する場合　その登記に係る不動産が同欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により児童福祉法第三十五条第四項（児童福祉施設の認可）の保育所の認可に係る事務を市町村が処理する場合にあつては、当該市町村の長）の書類

ロ　保育所の用に供する不動産が指定都市の区域内に所在する場合　その登記に係る不動産が法別表第三の十二の項の第三欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する指定都市の長の書類

ハ　保育所の用に供する不動産が中核市の区域内に所在する場合　その登記に係る不動産が法別表第三の十二の項の第三欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する中核市の長の書類

ニ　保育所の用に供する不動産が児童相談所設置市の区域内に所在する場合　その登記に係る不動産が法別表第三の十二の項の第三欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する児童相談所設置市の長の書類

第十条第二号ロ⑴中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項（指定都市の権能）に規定する指定都市（⑵において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項（中核市の権能）に規定する中核市（⑶において「中核市」という。）」を「指定都市及び中核市」に改める。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（使用済小型電子機器等の収集を行おうとする区域の増加に係る再資源化事業計画の変更の認定で課税するものの範囲）

第二十二条の二　法別表第一第百五十六号の二㈡イに規定する財務省令で定める変更の認定は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）第十一条第一項（再資源化事業計画の変更等）の規定による再資源化事業計画の変更の認定で同法第十条第二項第四号（再資源化事業計画の認定）の使用済小型電子機器等の収集を行おうとする区域の増加に係るものとする。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○財務省令第二十一号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）及び租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）の施行に伴い、並びに同法附則、同令附則、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二条の八十一」を「第二十二条の八十二」に改める。

第三条の十九第二項第二号中「第五条の三第四項第五号」を「第五条の三第四項第四号」に、「同項第七号」を「同項第六号」に、「同項第一号」を「同項第七号」に改め、同項第三号中「第五条の三第四項第六号」を「第五条の三第四項第五号」に改め、同条第三項第二号中「第六十八条第三項第二号（」及び「第百九十四条第三項第二号（」の下に「同法」を加え、同条第四項及び第五項中「第三条の二第十一項」を「第三条の二第八項」に改め、同条第六項中「第三条の二第十五項」を「第三条の二第十三項」に改め、同項の表前条第三項第三号の項中「第五条の三第四項第五号」を「第五条の三第四項第四号」に、「同項第六号」を「同項第五号」に改め、同表前条第五十一項の表第二項第二号の項の項中「第五条の三第四項第二号」を「第五条の三第四項第一号」に、

同条第一項に規定する振替振替地方債の同条第七項第同項第一号	

を

国債又は六号	法第五条の三第四項第一号に規定する特定振替社債等の同項第七号
	同項第二号

を

同条第一項に規定する振替国債又は振替地方債の同条第七項第六号	法第五条の三第四項第七号に規定する特定振替社債等の同項第六号

に改め、同表前条第五十一項の表第七項第三号の項の項中「第五条の三第四項第二号」を「第五条の三第四項第一号」に、「第五条の三第四項第一号」を「同項第二号」に改め、同表前条第五十二項第三号の項中「第五条の三第四項第七号」に、「同項第二号」を「同項第一号」に改め、同表前条第五十二項第三号の項中「第五条の三第四項第二号」を「第五条の三第四項第一号」に改め、同条第七項中「第三条の二第十六項に規定する書類」を「第三条の二第十四項に規定する書類」に改め、同項第二号中「第三条の二第十四項」に、「施行令第三条の二第八項第五号」を「同条第四項第七号ホ」に改め、同条第八項中「第三条の二第十七項」を「第三条の二第十五項」に改め、同項第一号中「第三条の二第十六項」を「第三条の二第十四項」に改め、同条第九項中「第三条の二第十七項」を「第三条の二第十五項」に改め、同条第十項中「第三条の二第十八項の規定により読み替えられた同条第十七項」を「第三条の二第十六項の規定により読み替えられた同条第十五項」に改め、同項第一号中「第三条の二第十八項」を「第三条の二第十六項」に、「同条第十七項」を「同条第十五項」に改め、同項第二号中「第三条の二第十八項」を「第三条の二第十六項」に、「同条第十六項」を「同条第十四項」に改め、同条第十一項中「第三条の二第十八項」を「第三条の二第十六項」に、「同条第十七項」を「同条第十五項」に、「第五条の三第四項第二号」を「第五条の三第四項第一号」に改め、同条第十二項中「第三条の二第十八項」を「第三条の二第十六項」に、「同条第十七項」を「同条第十五項」に改め、同条第十三項第一号イ中「施行令第三条の二第八項各号（第五号）」を「法第五条の三第四項第七号イからリまで（同号ホ）に、「同条第十九項」を「施行令第三条の二第十七項」に改め、同号ロ中「施行令第三条の二第八項第五号」を「法第五条の三第四項第七号ホ」に改める。

第五条の六第二項から第六項までを削り、同条第一項第一号中「算入される」の下に「同条第八項第一号に規定する」を加え、「同号イ」を「施行令第五条の三第十二項第一号イ」に改め、同項第二号中「第五条の三第十二項第四号」を「第五条の三第十二項第五号」に改め、同項第三号中「第五条の三第十二項第六号」を「第五条の三第十二項第八号」に改め、同項を同条第七項とし、同条に第一項から第六項までとして次の六項を加える。

施行令第五条の三第十二項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第五条の三第十二項第二号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容

二　当該試験研究の実施期間

三　当該試験研究に係る施行令第五条の三第十二項第二号に規定する大学等（以下この条において「大学等」という。）の名称及び所在地並びに当該大学等の長の氏名